

提出したとき。

- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県公安委員会規則第6号

熊本県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年6月11日

熊本県公安委員会委員長 小 栗 宏 夫

熊本県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

熊本県公安委員会運営規則（平成13年熊本県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「九州管区警察局熊本県通信部職員」を「九州管区警察局熊本県情報通信部職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成16年5月31日熊本県公告第473号（土地改良区役員の就任）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
6		白川西南部土地改良区	白川南西部土地改良区

平成16年3月31日（号外第22号の4）公布熊本県条例第37号熊本県税条例の一部を改正する条例附則第1項第4号中「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第 号）」は、同年6月2日建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の公布により「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第67号）」となった。